

答申第129号
令和3年10月1日
(諮問公第147号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした情報のうち、「平成〇年度畜産基盤再編総合整備事業奄美第〇地区工事完成報告書」の事業種目欄に記載されている氏名については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和2年9月29日付けで、「畜産基盤再編総合整備事業（奄美第〇地区）において造成した土地7筆の畑にかかる参加申出書と完成報告書」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和2年10月12日付け第1126号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定に基づき、令和2年11月10日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるといものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 平成〇、〇年度畜産基盤再編総合整備事業奄美第〇地区の黒塗り部分を明確にしてほしい。

① 平成〇年 工区 〇-〇

② 平成〇年 工区 〇-〇

イ 事業主の申込書を提出してほしい。

ウ 事業参加申出書は、誰がお願いしたか、その人たちの個人名が知りたい。

エ 私の土地が勝手に使われており、「第7条第1号ただし書イ」の「財産の保護」に該当する。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書

ア 平成〇年度畜産基盤再編総合整備事業奄美第〇地区工事完成報告書（以下、「工事完成報告書」という。）

なお、開示請求において請求されている7筆は、平成〇年度の工事完成報告書の対象となるものであり、上記2(3)ア①は今回の請求とは関連がないとして対象外とした。

イ 畜産担い手育成総合整備事業参加申出書（以下、「事業参加申出書」という。）

(2) 一部開示決定の理由

ア 工事完成報告書については、複数箇所で行われた飼料畑造成等にかかる工事の報告であり、複数名の事業参加者の氏名が記載されている。

イ 事業参加者の氏名については条例第7条第1号に該当し、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 事業参加申出書には申し出時点での事業予定地の住所を記載することになっているが、審査請求人が請求している7筆が記載された事業参加申出書は存在していない。

エ 工事完成報告書については、事業実施主体である県地域振興公社から県に提出されている文書であり、同時に事業を実施した者の氏名も含めて記載されていることから、条例第7条第1号の個人に関する情報として扱ってきた。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年12月24日	諮問を受けた。
令和3年2月5日	実施機関から弁明書及び反論書の写しを受理した。
3月24日	諮問の審議を行った。（事務局による事案の説明）
8月31日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
9月29日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象公文書について

本件対象公文書は上記3(1)のとおりである。

実施機関は上記3(2)のとおり、本件対象公文書である工事完成報告書について条例第7条第1号に該当するとして一部開示、事業参加申出書について公文書不存在のため不開示としたとしている。

審査請求人は上記2(2)のとおり、本件処分の取消しを求めていることから、本件処分の妥当性について検討する。

イ 工事完成報告書に対する一部開示の妥当性について

(ア) 条例第7条第1号

条例第7条第1号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第2号

条例第7条第2号は「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。」として「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除き、これを不開示としている。

また、同号ただし書においては、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(ウ) 条例第7条第1号又は同条第2号該当性

工事完成報告書中の事業種目欄に記載されている氏名について、実施機関は「事

業実施主体である鹿児島県地域振興公社から県に提出される文書であり、同時に事業実施者の氏名も含めて記載してあることから条例第7条第1号の個人に関する情報である」旨主張している。

本件対象公文書を見分した結果、本件対象公文書は、土地を飼料畑等に活用するための補助事業について、完成報告のために作成され、当該事業のために実施機関に提出された文書であることが認められることから、事業種目欄に記載されている氏名は、畜産業を営む個人の当該事業に関する情報として捉えるのが相当である。

したがって、当該情報は同条第1号ではなく、同条第2号により開示・不開示を判断されるべきところ、当該情報を公にすることにより、事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

よって、条例第7条第2号には該当せず、開示することが相当である。

ウ 事業参加申出書の不存在を理由とする不開示の妥当性について

審査請求人が特定した7筆の地番に関する事業参加申出書は存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ その他の主張について

審査請求人は、上記2(3)アのとおり、「平成〇年度畜産基盤再編総合整備事業奄美第〇地区の黒塗り部分」の開示を求めているが、当該文書は本件審査請求の対象外である。また、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。